

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 維持管理</p> <p>ア 消防用設備等の不具合箇所の処置</p> <p>本業務は、須磨区、垂水区、西区の学校園、教育施設、文化財整理室等の消防設備等の機器点検を行うものである。</p> <p>「消防法」では、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し及び維持しなければならないとされており、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するためにも、日頃の維持管理が非常に重要である。教育委員会事務局では各施設の消防用設備の点検を一部の施設を除いて学校整備課で契約を行い、定期点検の結果において不具合箇所が見つかった場合は、各施設の管理者が修繕等の維持管理の対応を行うこととしている。</p> <p>平成 23 年度の工事定期監査においても、ポンプ室の扉が不具合により立ち入ることができなかったため、一部の機器において法令に基づいた点検を行っていなかったことを指摘しており、その措置として研修会等で施設管理者に対し、不良箇所の指摘がある場合は速やかに改善を行うよう、また法定点検の認識や改修方法の説明を行い、周知を図ったと報告されている。</p> <p>しかし、本業務では請負人から各施設の管理者や学校整備課に対して不具合箇所の報告がされていたにもかかわらず、施設の管理者の認識不足、施設毎に配分された修繕等の予算が足りないという理由から一部の施設において速やかな改善が行われていなかった。</p> <p>点検業務の結果に基づき、修繕すべき箇所は速やかに処置を行い、適切な維持管理を行うべきである。</p> <p>（教育委員会事務局総務部学校整備課） （教育委員会事務局社会教育部文化財課） （教育委員会事務局工業高等専門学校）</p>	<p>消防設備等の点検業務に基づく不具合箇所への対応としては、平成 25 年度中に概ね完了しているが、一部、専門業者による調査が必要なものや、機器調達に時間を要するものがあることから、引き続き対応を進め、平成 26 年 7 月に完了した。</p> <p>施設の管理者の認識不足に対する対応としては、平成 26 年度学校園予算説明会（4 月 10 日、14 日、15 日）において、学校園の責任者である学校長に対し、防火管理者の責任及び消防用設備の適切な維持管理方法並びに消防用設備の具体的な修繕方法について説明を行うとともに、学校園への配分予算の執行に関し、消防用設備の不具合箇所が発見された場合は、優先して修繕等の予算執行を行うよう指示した。</p> <p>また、学校改修業務に関する技術研修会（7 月 9 日、8 月 20 日）において消防局から講師を迎え防火管理者の責務の重要性についての講習を行った。</p> <p>今後、消防設備等の点検業務により不具合箇所が見つかった施設に対しては、施設管理者に対して定期的に修繕対応の状況について報告を求め、学校整備課にて確認作業を進めるとともに、学校園への配分予算では対応できないもの、あるいは技術的に高度な対応を求められるもの等については、学校整備課にて施設管理者への助言を行うとともに必要に応じて予算措置等を行い適切な維持管理に努めていく。</p>	<p>措置済</p>